■農耕作業用トレーラをお持ちの方へ

令和元年道路車両法施行規則の改正により、農耕作業用トレーラ（けん引農業機械）が農耕作業用自動車に指定されました。これにより農耕作業用トレーラは農耕トラクタにけん引されることで公道走行ができるようになりました。

該当する車両を取得された方、および所有している方は、軽自動車税（種別割）の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

●農耕作業用トレーラとは

農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤などの散布、耕うん、収穫などの農作業や農業機械などの運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車のこと。

※最高速度が時速３５ｋｍ未満の農耕トラクタにけん引される農耕作業用トレーラが該当します。

例：マニュアスプレッダ（堆肥散布機）、スプレーヤ（薬剤散布機）、

ロールベーラ（牧草・稲わら梱包機）運搬用トレーラなど

・国土交通省　国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車の指定する件の制定等について(外部リンク)

<https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000330.html>

・農林水産省　作業機付きトラクターの行動走行について（外部リンク）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\_kikaika/kodosoko.html